

令和8年6月1日

建設業者各位

苫小牧市財政部行財政改革推進室

中東情勢の変化等による単品スライド条項の運用について（通知）

中東情勢の変化等による原材料等の価格高騰を受け、工事請負契約書第20条第6項（単品スライド条項）の運用について、当面の間、下記のとおり取り扱うことといたしましたのでお知らせいたします。

記

1 残工期の取り扱い

単品スライドの請求時期は「残工期が2か月以上あること」を原則としておりますが、今般の価格高騰に適切に対応するため、残工期が2か月未満となった工事であっても、協議及び必要な手続期間の確保が可能である場合は、弾力的な運用として請求を可能とします。

※受注者様においては、事前に工事監督員と作業スケジュール等の確認・調整を行ってください。

2 適用期間

令和8年6月1日から令和9年3月31日

※既に契約済の工事についても対象となります。

※中東情勢の状況に応じて延長する場合があります。

3 単品スライド条項に関する様式等について

単品スライド条項に関する様式等については、準備が整い次第、市ホームページに掲載します。

4 その他

請求手続きや設計に関することは、工事監督員へお問い合わせください。

（連絡先）〒053-8722

苫小牧市旭町4丁目5番6号

苫小牧市財政部行財政改革推進室

電話：0144-32-6216（直通）